本号で公布された法令のあらまし

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四八号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二七年八月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　中谷　元

省　令

○経済産業省令第二号（環境省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）を実施するため、工業用水法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

工業用水法施行規則の一部を改正する省令

工業用水法施行規則（昭和三十二年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）」を加える。

第十一条中「都道府県」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市）」を加える。

様式第一、様式第四、様式第六及び様式第九から様式第十三までの様式中「都道府県知事」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号4⑸中「⑷」を「⑸」に改め、同号4中⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　事業承継を契機に、新たに経営多角化若しくは事業転換又は新たな取組を図る者

第一号9中「及び地方公共団体との連携」を「、地方公共団体との連携、女性従業員の活用促進」に改め、同号9に次のように加える。

⑽　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者

第一号中19を20とし、18を19とし、同号17を次のように改め、同号中17を18とする。

17　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者で、自助努力により企業再建が見込まれる者に対する資金であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者で、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援するためのもの

第一号中16を17とし、11から15までを1ずつ繰り下げ、同号10の次に次のように加える。

11　次に掲げる者に対する資金であって、地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者の資金調達の円滑化を支援するためのもの

⑴　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者

⑵　安定的な経営権の確保による事業の継続を図る者

○中央選挙管理会告示第二号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者石田昌宏の出納責任者五反分正彦から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（平成二十六年中央選挙管理会告示第五号）の一部を次のように訂正する。

平成二十七年二月十六日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

三　報告書の要旨の部候補者石田昌宏の項中

「石田まさひろ政策研究会	3,000,000
自由民主党東京都第二十二選挙区支部	30,000」を
「自由民主党東京都第二十二選挙区支部	30,000」に、
「自由民主党東京都参議院比例区第四十六支部	5,091,000」を、
「自由民主党東京都参議院比例区第四十六支部	3,091,000」に、
「その他の収入	0」を、
「その他の収入	5,000,000」に改める。